省　令

○文部科学省令第二十七号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十日

文部科学大臣　馳　浩

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があつたと認められる場合　当該採択に関し不公正な行為があつたと認められる教科用図書を採択していた期間

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第六条第二号の規定は、施行の日以後に行われた教科用図書の採択に関し不公正な行為があったと認められる場合について適用する。

○環境省令第十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十日

環境大臣　大塚　珠代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項第二欄中「三ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第二条　金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項第二欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

別表第二の九の項第二欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

別表第三の九の項第二欄中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。

別表第四の九の項第二欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

別表第五の九の項第三欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

別表第六の九の項第三欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正）

第三条　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一のトリクロロエチレンの項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

別表第二のトリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改め、同表の塩化ビニルモノマーの項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三のトリクロロエチレンの項中「〇・〇三ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改め、同表の塩化ビニルモノマーの項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

別表第四のトリクロロエチレンの項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年九月十五日から施行する。ただし、第三条中一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第二の改正規定（塩化ビニルモノマーの項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める部分に限る。）及び第四条中平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第三の改正規定（塩化ビニルモノマーの項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める部分に限る。）は、平成二十九年四月一日から施行する。

（廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び同法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場並びに同法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場に係る廃止の技術上の基準（この省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新令」という。）別表第一のトリクロロエチレンの項に係るものに限る。）については、新令第一条第三項第六号（新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）中「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること」とあるのは、「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること（平成二十八年九月十四日までに行われた水質検査の結果については、この省令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定める排水基準等に適合していると認められること）」とする。